

令和5年度 第1回宮代町いじめ不登校対策連絡会議会議録

開催日	令和5年6月13日(火) 午後3時～午後4時45分	会場	宮代町進修館 大ホール
発言者	発言内容・決定事項		
事務局(司会)	1 開会 定刻になりましたので令和5年度第1回宮代町いじめ不登校対策連絡会議を開会します。		
事務局(司会)	2 挨拶 教育長から挨拶を申し上げます。		
事務局(司会)	3 委嘱状手交 令和5年度第1回宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員の委嘱状を手交いたします。 (中村教育長から代表者に委嘱状を手交)		
事務局(司会)	4 自己紹介 名簿順に自己紹介をお願いします。		
事務局(司会)	5 会長・副会長選出 宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例第6条に基づき、会長、副会長を選出します。立候補される方は挙手をお願いします。 (立候補者なし) 事務局に一任ということによろしいでしょうか。 (異議なし) 事務局の案として、令和5年度は会長を前原中学校校長 長井勝利様、副会長を東小学校校長 高野桂子様をお願いしたいと思います。 (異議なし) 会長を長井校長先生、副会長を高野校長先生をお願いします。 (席の移動)		
事務局(司会)	6 会長挨拶 副会長の東小学校 高野桂子校長先生からご挨拶をいただきます。		
副会長 事務局	7 協議・情報交換等 (1) 宮代町いじめ不登校対策連絡会議について、事務局をお願いします。 令和4年12月の宮代町いじめ問題調査委員会による「宮代町小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書」の提言を受け、「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」の制定、「宮代町いじめ防止基本方針」の見直しを行いました。「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」では、メンバー構成等の見直しを図りました。また、条例設置にすることで、位置づけや役割を明確にしております。あわせて、会議を公開にすることで、広く取組や状況を伝え、		

透明性を持たせたものとしております。

その他、昨年までと異なる部分もあるので、条例の第1条～10条までを確認します。

(第1条～10条を読み上げる)

第7条3項の通り、連絡会議は、第4条第2項第1号から第10号までの委員で構成する全体会議及び同項第1号から第4号までの委員で構成する事務部門会議を基本としております。全体で集まるのは、第1回のみで、第2回と3回は、学校関係者のみの参加となります。ただし、臨時で開催する必要が生じた場合は、その都度ご案内いたします。また、本日、参加いただいております「宮代町いじめ不登校対策連絡会議」は、「宮代町いじめ防止基本方針」にも示されております。いじめ防止基本方針での扱いに大きな変更はありませんが、重要ですので確認します。

宮代町いじめ防止基本方針には、宮代町は、法第14条の趣旨を踏まえ、教育委員会において既に設置済みの「いじめ不登校対策会議」を拡充し、法の定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせるものとする。所掌内容は、次のとおりとし、その他必要な事項は別に定める。ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること、イ 町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること、ウ その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関することとなっております。

本会議は、いじめ防止対策推進法の規定に準じて作られたもので、いじめ問題に関する施策の推進及び調整、町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関する情報交換や協議を行う機関となっています。そのため、協議の中ではそれぞれの学校の児童生徒一人一人についての話題が出てくる場合もありますが、ここで知り得た情報につきましては、口外しないようお願いいたします。

「宮代町いじめ基本方針」の改正、「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」の制定にともない、各学校でも具体的な見直し及び新たな取り組みが行われております。

まず、各学校では、令和4年12月の宮代町いじめ問題調査委員会による「宮代町小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書」、令和5年4月に改正された「宮代町いじめ防止基本方針」に基づき、各学校における「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直しを行いました。

具体的には、①重大事態発生時の対応について、文部科学省から示されている「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って行うことを明記したこと、②組織的な対応や外部機関との連携により、いじめの早期解決が図れるよう、項目の整理や文言の体裁等を整え、活用する際に参照しやすいようにしたこと、③いじめ問題に対応する姿勢として、教育的視点に立った支援や指導を行うことが重要であることが明記されたこととなっております。

今回、御参加の皆様におかれましては、現在、学校が抱えている諸問題について御理解いただき、それぞれの立場からできることについて、ご意見いただければと思っております。ぜひ、積極的なご意見をお願いします。

事務局	<p>(2) 埼玉県及び宮代町のいじめ・不登校の現状について、事務局お願いします。」</p> <p>埼玉県・宮代町の「いじめ・不登校の現状と課題」についてお話しいたします。埼玉県の状況については、資料1で御確認ください。</p> <p>資料3の宮代町の「いじめ・不登校の現状」については、過去5年間それぞれの年度における「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果の抜粋です。</p> <p>「1 いじめの認知件数」に関しては、小学校が大幅に増加しております。法に則った「いじめの定義の認知」が積極的に進められ、早期発見・早期対応が図られている反面、深刻度の度合いにかかわらず、解消までに時間を要するケースが増加しています。いじめの態様としては、「ひやかしやからかい」がこれまで通り最も多くあげられています。今後も、教職員・児童生徒・保護者・地域に対して「いじめの定義」の周知徹底を図るとともに、対応にあたっては、各校で定めている「いじめ防止等のための基本的な方針」や文部科学省から出されているガイドライン等に沿って、適切な対応をお願いします。また、小中の連携、家庭や地域との連携を密にしながら、是非「積極的な生徒指導」の推進をお願いします。</p> <p>次に、「2 不登校児童生徒数」に関してです。令和4年度は小学校が15名、中学校が29名の合計44名となっており、昨年度と比較すると大幅に増加しております。</p> <p>昨年度から開設いたしました教育支援センター「みらい」に通所している児童生徒につきましては、この調査では不登校にカウントするというということになっておりますので、これが大幅に増加した要因の一つでもあります。それ以外にも増加した要因はあり、多岐にわたっております。子供たち一人一人の状況をしっかり把握して、きめ細かな指導や支援が益々重要です。宮代町としましても、「町の主な取組」にもあるとおり、課題解決に向けた支援を継続して行いますので、学校においても、学校と家庭の連携のみならず、小中の連携及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、学校の枠組みを越えた取組、不登校児童生徒に関する全教職員による情報の共有などを引き続きお願いします。</p>
副会長	<p>(3) 各校におけるいじめ・不登校防止対策に関する取組等についての発表となりますが、これ以降は宮代町情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報が含まれる議事内容となりますので、非公開とします。</p>
事務局（司会）	<p>8 事務連絡</p> <p>次回の会議は、令和5年11月28日（火）午後3時00分から宮代町役場202会議室で開催します。第2回の参加者は、委員のうち第1号～4号の委員となります。今後、臨時で会議を開催する必要がある場合はご案内いたします。</p>
事務局（司会）	<p>9 閉会</p> <p>以上で令和5年度 第1回宮代町いじめ不登校対策連絡会議を閉会します。</p>